

議会運営委員会

日 時 平成30年6月12日（火） 午後 時 分～
場 所 第3委員会室

1 追加議案について

2 組織改編に伴う変更について

3 6月14日本会議の議事について

(1) 議事日程

第1 一般質問

(諸報告)

第2 報告第1号、報告第2号及び第1号議案から第6号議案
(質疑、付託)

第3 第7号議案(提案理由説明、質疑、付託)

(2) 諸報告：地方自治法第180条：1件、法人経営状況説明書類：8件

(3) 質 疑：日程第2に係る質疑順序 ①_____ ②_____

(4) 付託先：別紙付託表のとおり

◎付託表は14日議場へ持参

4 陳情・要望について

(1) 非核・平和施策に関する要望書 《総務文教常任委員会》

(2) 開発許可権限の権限移譲のあり方と事務処理能力を点検され、即刻「特区」の見直しを働きかけられたい。併せて、開発許可権限の移譲について京都府との再協議を働きかけられたい。(要望書)
《産業建設常任委員会》

【裏面に続く】

5 議会基本条例検証について

- (1) 検討様式の提出 ※各会派で取りまとめ（締切：6月22日）
- (2) 検討実施の日時 6月 日（ ） 時

6 その他

- (1) 意見書等提出期限 6月19日（火）委員会終了時
- (2) 討論通告期限 6月21日（木）16:00
- (3) 議会だよりの原稿（議運視察）【別紙No.1】
- (4) 当面の会議予定

6月15日（金）10:00～ 総務文教常任委員会

18日（月）10:00～ 環境厚生常任委員会

19日（火）10:00～ 産業建設常任委員会

20日（水）（委員会予備日）

21日（木）14:00～ 幹事会、議会運営委員会（会派会議）

※議運等の事前調整は21日（木）13:30～

22日（金）10:00～ [6月議会最終日]

各委員会（委員長報告の確認）

（終了後）

議会運営委員会（会派会議）

本会議（採決等）



平成30年6月4日受理(持参)

2018年6月4日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

要 望 書

件 名 開発許可権限の権限移譲のあり方と事務処理能力を点検され、即刻「特区」の見直しを働きかけられたい。併せて、開発許可権限の移譲について京都府との再協議を働きかけられたい。

要望の趣旨

「特区」といわれている指定用途・用途指定が定められた区域があるが、規制緩和とならないばかりか、規制強化となっています。即刻この指定用途・用途指定は執行停止させるよう働きかけられたい。

執行停止には、様々の方法が考えられるが、現在の指定用途を、京都府開発審査会付議基準15と同様に変更する方法か、指定用途・用途指定を定めた公告を取り消す方法が簡易と思われれます。

開発許可権限については、亀岡市はその経験なく、特定行政庁でもないため、処理困難です。経緯を整理しつつ、京都府との再協議を働きかけられたい。

要望の理由

「特区」といわれている「指定用途」・「用途指定」は、京都府の立地基準・開発審査会付議基準で十分対応可能です。かえって、自己居住用が150m²以上とされるなど規制緩和というより、規制強化となっています。

そもそも、都市計画法第34条に市街化調整区域の立地基準として、日常生活に必要な物品販売等、農林水産物の処理等に必要な施設、既存工場との関連工場などが定められ、併せて、京都府開発審査会基準に既存宅地制度、二三男対策、市街化調整区域内の事業所に従事する者の住宅、寄宿舎等などがあるにも関わらず、「特区」なる制度がなければ、認められないのは住宅団地等だけです。

これを認めれば、線引き制度の崩壊につながるし、市街化区域の土地保有者との税負担の公平さを欠くことになりかねません。

現行の京都府開発審査会付議基準で欠落しているのは、雇用につながる企業の新規立地などです。

「特区」なるものが考えられた背景には、栗山前市長の安易な対応があったこと、また、前山田知事の市町村の実態を理解しない安直な権限移譲があった。政令指定都市、中核市、施行時特例市（人口20万人以上で指定を受けた市）なみの権限移譲であった。亀岡市は開発許可の事務実績もなく、建築確認の権限を持つ特定行政庁でもない。

そのような亀岡市に、開発許可の事務ができるわけもないと考えます。

何故、前栗山市長は安易に前山田知事の誘いに乗ったのか経緯が不明です。

これらの経緯を明らかにしつつ、開発許可権限返上又は権限移譲の一部（例えば、雇用につながる製造業の新規立地などを除く。）返上を向けて、京都府との再協議を進めるよう、議会として環境整備、執行部が京都府に働きかけがしやすくなるような取組が必要です。

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治

開発許可権限を亀岡市が移譲を受けた経緯と、その結果生じた課題

前栗山市長が前山田知事に、「市街化調整区域の規制緩和を要望したとき」、山田氏は要望を幸いとして「権限移譲を受けること。」を提案した。

○ 栗山氏が実施すべきであったこと。

→ 権限移譲の内容の確認。事務レベル協議

実施しなかったため、法的な重大問題及び都市計画法の線引廃止につながる

今回の事態発生

- ・ 権限移譲の不適切さ大（★ P 4, 7で詳細）
- ・ 既存集落の指定区域・用途指定（★ P 2で詳細）を京都府は放置
＝「亀岡市のまちづくりは、御勝手に」との趣旨（★ P 4で詳細）

時期 栗山氏の要望：H 2 3～2 4、移譲事務協議（H 2 5開始）

* 2 7. 4以降の京都府との協議経緯を市長等は決裁せず。

○ 山田氏が実施すべきであったこと（府内ではじめての権限移譲の自覚なし）。

権限移譲の受け入れ態勢の確認

権限移譲方式と関係法令の点検、亀岡市との事務調整指示（★ P 4で詳細）

× 実施できない理由

都市計画法の知識不足、法的思考能力の欠如 = 行政マンとしても能力不足

現在進められている市街化調整区域の既存集落の指定区域・用途指定の動き

専用住宅・兼用住宅（敷地面積：自己居住用は150m²以上のもの、自己居住用以外は300m²以上のものに限る。）→ 300m²以上の自己居住用以外には、不動産業、デベロッパーの介入が予測される。

→ 上限がなく、市街化区域、区画整理事業に影響

事実上の線引き廃止＝近畿圏整備法違反

都市計画税の非課税の不公平さ、市街化区域土地保有者への圧迫

現時点では保津町の自治委員にだけ説明。各個人には賛否両論の可能性

店舗、飲食店、その他これらに類するもの：床面積の合計が150m²以内のもの

→ 転用の可能性大

他方、福知山市では、京都府開発審査会付議基準15に従い

敷地面積：100m²以上の自己居住用専用住宅・兼用住宅に限定

☆ 兵庫県では、製造業等雇用・就業機会の創出、産業集約化、地域資源有効利用用途等が可能

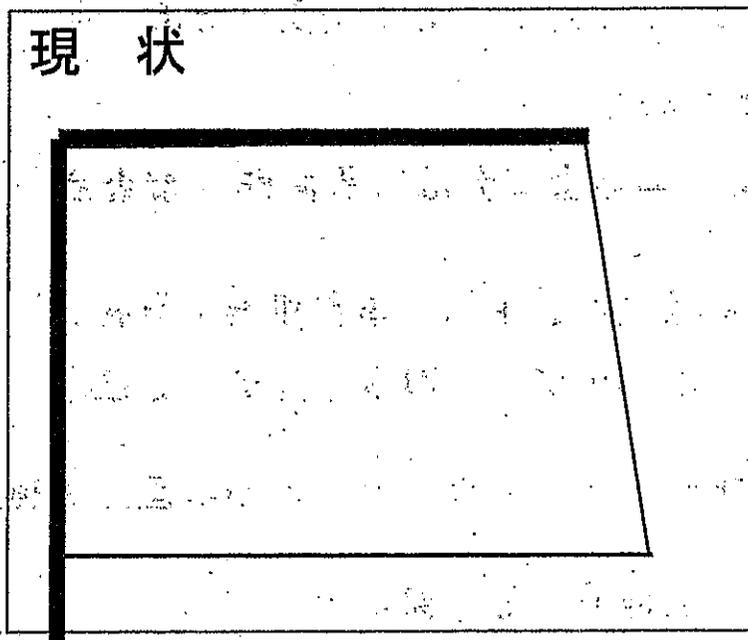
京都府開発審査会は、亀岡市の指定区域・用途指定に対して、所掌事務でないとして、報告を受けるにとどまっている。

亀岡市が権限移譲を受けたから、京都府は関知しないとの考え。府建築指導課も同様の考え：今後の動向は不明。新知事待ちの姿勢

これが府の今までの公式見解？

今回の指定区域・用途指定（保津町）…想定開発案…

現 状



開発計画（想定可能なもの）



保津 分譲想定価格

前提条件: 1.5ha、0.9ha利用可能、1区画300m² (90.75坪
30区画)、参考造成価格: 大井南区画整理事業 30.7ha、
48.1億円= 1.567万円/1m² (唯一の公表価格)

保津の田畑価格 1万円/1反

用地取得造成費

$(1.567万 + 10円) \times 1.5ha = 約2.43億円$ 、販売等経費など含めて、
2.5億円とすると、1区画833万円、坪単価約9.18万円

* その上都市計画税、固定資産税が免除、安価であり、極めて競争力高い
亀岡の市街地の住宅単価: 35万円~45, 50万円程度

公園など

権限移譲の方式は、府県、市町村により異なり、工夫して実施。京都府、亀岡市は移譲方式を十分に点検をしていない。

A方式 政令指定都市、中核市、施行時特例市(人口が20万人以上で指定を受けた市：例 吹田市、茨木市、岸和田市、加古川市、宝塚市)
→都市計画法に基づきすべてを移譲。開発審査会は市が設置

B方式 市街化区域に関する部分だけ開発許可権限移譲。開発審査会は県設置開発審査会扱い。→比較的小規模な市町はこの例が多い。

C方式 市街化区域・市街化調整区域とも開発許可権限移譲(都計用語「事務処理市町村」)

開発審査会は、県の開発審査会(都市計画法第29条関係のほか、既存集落の指定区域・用途指定の審査及び不服審査も、県の開発審査会扱い)

→大阪府、兵庫県、滋賀県など多くの事例あり。各市町の事務処理体制・都市計画法の趣旨に合わせた処理

方法 都市計画法施行条例・開発審査会条例に明記：兵庫県、滋賀県など
府の付議基準を残す方法：大阪府

☆ 亀岡市のように事務処理市町村の開発審査会条例設置に関して、国土交通省は困難との見解である。したがって、違法ではないとも解釈できる。ただ、市町村が立地適正化計画を定めた場合は設置できる(都市再生特別措置法)。

京都府：都市計画法施行条例未制定。都市計画法第29条及び同法第34条第11号等が京都府審査会条例で所掌事務。何故か第12号を除外

→ 既存集落の指定区域・用途指定及びその不服審査も市長自身が行う、都市計画法想定外の事態

→ どのような問題が生じるのか。対応策はどうか。次ページ以降

生じる問題 NO1

- 1 亀岡市が権限移譲を受け、都市計画法第29条の許可、既存集落の指定地域・用途指定に関する不服審査が生じた場合、対応できる職員態勢は不十分
開発許可行政は、地域についての総合的な知識・経験・関係法令に通じることが不可欠

今まで開発許可を行っていなかった亀岡市には、職員の経験が皆無に近い。
対応：小規模なモデルケースで実践を積むことが肝要。京都府にも市街化調整区域の開発許可の対応ができる職員は数名程度

- 2 本年2月15日付け公報で、指定地域・用途指定案の縦覧公告を掲載。縦覧期間（1月10～23日）を経過していた公告で効果なし。指摘に関わらず4月1日付けも同様

亀岡市は掲示板に掲載で問題なしとする。亀岡市公告式条例では公報登載が原則
ただし書で「時宜により、市役所の掲示板にこれを掲示して、公報登載に代えることができる。」とされている。時宜によりとは「時期が適したとか」理由が必要

しかも、亀岡市都市計画審議会では、縦覧したが意見はなかったと説明
→ 余りにも雑な事務処理では、予想される不服審査に対応不可能

- 3 地域指定後、問題が生じれば、指定地域・用途指定を変更すると亀岡市は説明
→ 安易すぎる。緩和したものを制約することは一層難しいばかりか、訴訟提起も想定すべき

次ページに続く

亀岡市は、あえて基本的な課題を議論していない。

- ① 保津町だけでも、規模が大きく、人口の張り付きは可能性がある。
亀岡市都市マスタープランにも位置付けず、第1種・第2種低層住居専用地域にほぼ近い用途を認めるならば、既存市街化区域、土地区画整理事業地への悪影響がある。
保津町の自治委員だけの議論ではなく、亀岡市民全体、住民全体の問題として論議すべき課題である。
- ② 保津町だけでなく、今後もこの制度を広げる動きもあり、一層問題が大きい。
- ③ 南丹都市計画との整合性など、まったく検討されていない。
- ④ 京都府及び広域振興局、同一都市計画区域である南丹市、亀岡市各部局などとの調整が不十分である。窓口機関の意味合いの理解、認識が進化していない。
- ⑤ 需給状況調査も実施しないで、あえて実施することは、亀岡市の主体性が問われかねない。
- ⑤ 保津町域の将来像が描けていない。製造業等雇用・就業機会の創出、産業集約化などの促進を先行せずに、自己居住用以外の住宅建設を認めることは、市街化区域からの市民の流出をもたらすだけでなく、集落の人口維持策にもならない。

対応策について（案）

権限移譲の原点（まちづくりは市町村が責任を持つ）に立ち返り、権限移譲方法と内容を見直すことが大切

- ・ 現権限移譲方式では、都市計画法第29条に関する不服審査について、京都府開発審査会に付することになる。

○ 亀岡市が独自に指定区域・用途指定をしたとしても、その内容を京都府開発審査会は、報告を受けただけで、認知したわけではないため、

第29条の許可の段階で無視されることがありえる。

➡ 権限委任の意味がなくなる。

➡ 京都府開発審査会の所掌事務に都市計画法第34条第1.1号の他に、第12号関係を含ませることが不可欠

- ・ 指定区域・用途指定については、現実的な見直しを早急に行うこと。

➡ 京都府開発審査会付議基準15程度＋製造業等雇用・就業機会の創出、産業集約化の促進につながる用途が一つの目安

当面実施すべき事項

- 「特区」といわれている「指定用途」・「用途指定」は、京都府の立地基準・開発審査会付議基準で十分対応可能である。

かえって、自己居住用が150m²以上とされるなど厳しい規制 地元了解か？
府の基準で対応できないことは、住宅団地等

➡ 公報登載がなされないなど、手続の遺漏もあり、既存の指定用途・用途指定の執行停止（方法は様々、簡易な方法＝指定用途を京都府の付議基準に合わせる方法。公告の取消公告）

➡ 無意味で、実行不可能に近い開発許可権限を議会にもかけず、要望し移譲を受けたのが原因の究明 京都府は必ずこれを求める。

- 京都府の考え方は、地方自治法第252条の17の2第2項に基づき権限移譲を亀岡市と協議し、その結果、京都府は「京都府の事務処理の特例に関する条例」で権限移譲を定めた。

亀岡市が、権限返上又は権限移譲の一部だけ受けるのならば、京都府と再協議を願い出ることが不可欠であるが、現「特区」といわれる指定用途・用途指定の府の基準に合わせる事が順当か？

この場合、何故、権限移譲を受けたのか経緯などの説明が必要（京都府の条例改正が不可欠）

1 市街化調整区域での開発許可が難しいと思われる案件の検討

前提条件

現行都市計画法、京都府の開発制度により検討

当然のことながら道路条件、治水対策、放流同意など、開発に関する技術基準をクリアしていることが最低条件、当然地積測量や境界確定が必要

都市計画法の基本的な定め

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（…略…）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 略

四 農業、林業…に供する建築物で…市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物…略…

五 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物…で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

六～九 略

十 地区計画又は集落地区計画の区域内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し…おおむね五十以上の建築物（…略…）が連たんしている地域のうち、…略…都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの…（権限移譲で亀岡市と読み替え。（以下同じ）

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 略

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為

市街化調整区域における住宅関係などの建築物に関して、現行の京都府の基準で開発許可が可能か検討した結果 → 全て可能と判断

一番難しいと思われる案件、大都市居住者が亀岡で田舎暮らしをすることを想定して検討

☆亀岡市は権限移譲から1年後に亀岡市の京都府開発審査会付議基準を策定しているため、京都府の京都府開発審査会付議基準と付議基準番号が異なるが、内容はほぼ一致しているため、京都府の京都府開発審査会付議基準の番号を使っている。

定年退職者の居住 → 地区計画、京都府開発審査会付議基準7, 15, 16の運用で可能

定年退職者のそばや、パン屋など → 立地基準1, 10で可能

若者の住居 → 地区計画、京都府開発審査会付議基準6, 7, 15, 16の運用で可能

若者の地域での起業 → 地区計画、京都府開発審査会付議基準6, 7, 15, 16の運用で可能

ただし、工場、商業レベルとなると不可

ほとんどの府県は、業種などを指定して認めている。特に一定の規模以上、又は、一定の規模未満を条件として、認めている例は多い。京都府も知事交替で今後想定される。この制度を設けていないため企業誘致が遅れていることは関係者では周知の事実である。

市街化調整区域で既存宅地・二三男対策が認められ、地区計画制度がある状況で、規制緩和が必要なのは常用雇用の促進につながる製造業、運送業の新規立地と思われる。商業は沿道サービスの運用もあるが、非正規雇用が多いため、地域振興の面でいかがかと思われる。

2 移譲を受けることのメリット・デメリット

メリット

- (1) 亀岡市判断で実施できることだけである。
- (2) 事務負担、経費負担、責任負担

デメリット

権限移譲により、「平成29年4月1日以降、亀岡市が行う許可等の事務に係る申請手続及び審査基準については、亀岡市が定める手続及び基準によることとなります。…京都府HPから転記」となるため、次の問題が生じる。

「立地基準及び開発に関する技術的基準」は亀岡市が京都府の制度を準用（ほぼ同様である。）。

- (1) 現在の既存集落の指定区域・用途指定を実施すれば、市民などに大きな負担が伴う。
 - 亀岡市が定めた用途指定では、自己居住用は150m²以上とされており、京都府付議基準（世帯分離・既存宅地など）には面積制限がないのと比較して、規制強化となっている。ただ、世帯分離・既存宅地と既存集落の制度いずれかを選べると考えられるが、それならば既存集落の制度の目的は、住宅団地しかないといわざるを得ない。
 - 例えば100m²の宅地と、50m²の家庭菜園の計画を持っている方が自己用住宅を建てられる場合や二三男の住宅を計画している場合、京都府付議基準の既存宅地や二三男対策であれば、100m²の測量をすれば開発許可の図面はつくれるのに、区画形質の変更という開発行為として150m²の図面を作成する負担をしなければならないのか。そうでないと150m²以上の縛りは意味がない。
 - このような負担があること、地元関係者は了解しているのか。
 - 京都府の付議基準では、非農家の世帯分離のための自己用住宅を認めている。この場合も面積制限はない。
 - 亀岡市は、市街化調整区域の住宅団地などの開発を期待しているのか。そうであれば、市街化区域の土地所有者に大きな負担をかけることになる。
 - …開発事業者などにとっては…
 - 開発行為の許可、相談などは亀岡市となる。
 - また、建築確認は南丹土木である。
 - さらに、開発行為に関連して、京都府から権限委任を受けている都市計画法第41条等に定める許可等に関する権限は亀岡市となるため、改めて、亀岡市に許可、相談などは行うという極めて複雑なシステムとなっている。（亀岡市が十分チェックすれば別）
- (2) 都市計画税負担の不公平さなどから不服審査、裁判等が生じる恐れが大きい。
- (3) 事実上の線引き廃止は、近畿圏整備法違反となる。近畿圏整備法関連で、亀岡市は特定の国庫補助金の嵩上げを受けているが、この違反が明らかになれば、その嵩上げ補助金は停止となる。
- (4) 権限移譲に当たって、亀岡市は、南丹土木から、都市計画法違反案件について、文書引き継ぎを受けていない。南丹土木は文書保存期限10年だから存在しないなどの理由で、事実上、過去の指導案件について、文書としての引き継ぎをしていない。この結果、違法案件は是正指導できなくなっている。
- (6) その他
 - 亀岡市都市計画審議会の負担増大、市の責任の増加など、多数ある。

参考資料 3

京都府の事務処理の特例に関する条例

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

別表

<p>13 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下この項において「令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第29条第1項及び第2項の規定による開発行為の許可</p> <p>(2) 法第34条第13号の規定による届出の受理</p> <p>(3) 法第34条第14号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による開発行為の許可に係る付議</p> <p>(4) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による開発行為の協議</p> <p>(5) 法第35条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による処分のお知らせ</p> <p>(6) 法第35条の2第1項の規定による開発区域の位置等の変更の許可</p> <p>(7) 法第35条の2第3項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(8) 法第36条第1項の規定による完了の届出の受理</p> <p>(9) 法第36条第2項の規定による完了の検査及び検査済証の交付</p> <p>(10) 法第36条第3項の規定による完了の公告</p> <p>(11) 法第37条第1号の規定による支障がない旨の承認</p> <p>(12) 法第38条の規定による廃止の届出の受理</p> <p>(13) 法第41条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建蔽率等の指定</p> <p>(14) 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可</p> <p>(15) 法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可</p> <p>(16) 法第42条第2項の規定による建築等の協議</p> <p>(17) 法第43条第1項の規定による建築等の許可</p> <p>(18) 法第43条第3項の規定による建築等の協議</p> <p>(19) 法第45条の規定による承継の承認</p> <p>(20) 法第46条の規定による登録簿の調製及び保管</p> <p>(21) 法第47条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への登録</p> <p>(22) 法第47条第2項及び第3項（これらの規定を法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への附記</p> <p>(23) 法第47条第4項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の修正</p> <p>(24) 法第47条第5項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の保管及び写しの交付</p> <p>(25) 法第59条第1項及び第4項の規定による施行の認可</p> <p>(26) 法第59条第5項及び第6項（法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>(27) 法第60条の2第2項の規定による申請がない旨の公告</p>	<p>亀岡市</p>
---	------------

<p>(28) 法第 62 条第 1 項 (法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による認可の告示及び図書の写しの送付</p> <p>(29) 法第 63 条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>(30) 法第 64 条第 1 項の規定による承継の承認</p> <p>(31) 法第 80 条第 1 項の規定による報告等の要求並びに勧告及び助言 ((1)、(4)、(6)、(11)及び(14)から(19)までの事務に係るものに限る。)</p> <p>(32) 法第 81 条第 1 項の規定による許可等の取消し、変更、効力の停止、条件の変更及び条件の付与並びに停止等の命令 ((1)、(4)、(6)、(11)及び(14)から(19)までの事務に係るものに限る。)</p> <p>(33) 法第 81 条第 2 項の規定による措置の代執行及びその公告 ((1)、(4)、(6)、(11)及び(14)から(18)までの事務に係るものに限る。)</p> <p>(34) 法第 81 条第 3 項の規定による命令の公示 ((1)、(4)、(6)、(11)及び(14)から(18)までの事務に係るものに限る。)</p> <p>(35) 法第 82 条第 1 項の規定による立入検査 ((1)、(4)、(6)、(11)及び(14)から(18)までの事務に係るものに限る。)</p> <p>(36) 令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定による建築等の許可に係る付議</p> <p>(37) 令第 42 条第 3 項の規定による公告の内容等の掲示</p> <p>(38) 省令第 31 条第 1 項の規定による公告の方法の指定</p> <p>(39) 省令第 37 条の規定による登録簿の閉鎖</p> <p>(40) 省令第 38 条第 1 項の規定による登録簿閲覧所の設置</p> <p>(41) 省令第 38 条第 2 項の規定による閲覧規則の制定並びに登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の告示</p>	
--	--

京都府開発審査会条例

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 78 条第 8 項の規定に基づき、京都府開発審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審査会は、都市計画法第 78 条第 1 項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 16 年京都府条例第 24 号。以下「基準条例」という。）第 2 条第 1 項の規定による指定区域の指定及び同条第 8 項の規定による指定区域の変更
- (2) 基準条例第 3 条第 1 項の規定による用途の指定及び同条第 2 項において準用する基準条例第 2 条第 8 項の規定による用途の変更

（平 16 条例 24・追加 → 都市計画法第 3 4 条第 1 1 号関係）

兵庫県の事務処理の特例に関する条例

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	伊丹市、川西市及び三田市
ア 法第 29 条第 1 項の規定による許可に関する事務	
イ 法第 29 条第 2 項の規定による許可に関する事務	
ウ 法第 34 条第 13 号 (法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による届出の受理に関する事務	

エ	法第34条第14号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による開発審査会への付議に関する事務	
オ	法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務	
カ	法第35条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事務	
キ	法第35条の2第1項の規定による許可に関する事務	
ク	法第35条の2第3項の規定による届出の受理に関する事務	
ケ	法第36条第1項の規定による届出の受理に関する事務	
コ	法第36条第2項の規定による検査及び検査済証の交付に関する事務	
サ	法第36条第3項の規定による公告に関する事務	
シ	法第37条第1号の規定による認定に関する事務	
ス	法第38条の規定による届出の受理に関する事務	
セ	法第41条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による制限の設定に関する事務	
ソ	法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可に関する事務	
タ	法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第41条第2項ただし書の規定による協議に関する事務	
チ	法第42条第1項ただし書の規定による許可に関する事務	
ツ	法第42条第2項の規定による協議に関する事務	
テ	法第43条第1項の規定による許可に関する事務	
ト	法第43条第3項の規定による協議に関する事務	
ナ	法第45条の規定による承認に関する事務	
ニ	法第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管に関する事務	
ヌ	法第47条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録に関する事務	
ネ	法第47条第2項又は第3項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による付記に関する事務	
ノ	法第47条第4項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿の修正に関する事務	
ハ	法第47条第5項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿の保管及びその写しの交付に関する事務	
ヒ	法第79条の規定による条件の付与に関する事務（ア、イ、キ、シ、ソ、チ、テ及びナに掲げる事務に係るものに限る。フからマまでにおいて同じ。）	
フ	法第80条第1項の規定による報告等の徴収、勧告及び助言に関する事務	
ヘ	法第81条第1項の規定による許可又は承認の取消し、変更、効力の停止、条件の変更及び条件の付与並びに命令に関する事務	
ホ	法第81条第2項の規定による措置の実施及び公告に関する事務	

マ	法第 81 条第 3 項の規定による公示に関する事務	
ミ	法第 82 条第 1 項の規定による立入検査に関する事務（フからマまでに掲げる事務に係るものに限る。）	
ム	都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下この部において「政令」という。）第 19 条第 1 項の規定による規模の定めに関する事務	
メ	政令第 23 条の 3 の規定による規模の定めに関する事務	
モ	政令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定による開発審査会への付議に関する事務	
ヤ	政令第 42 条第 3 項の規定による掲示に関する事務	
ユ	都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令 49 号。以下この部において「省令」という。）第 31 条の規定による公告の方法の決定に関する事務	
ヨ	省令第 37 条の規定による開発登録簿の閉鎖に関する事務	
ラ	省令第 38 条第 1 項の規定による開発登録簿閲覧所の設置に関する事務	
リ	省令第 38 条第 2 項の規定による閲覧規則の制定及び告示に関する事務	
ル	省令第 60 条の規定による書面の交付に関する事務（法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 43 条第 1 項の規定に係るものに限る。）	
レ	法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	
(2)	法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市及び三田市を除く。）
ア	法又は省令の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの	
イ	法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	
(3)	法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、省令の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの	各町

兵庫県開発審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 78 条第 8 項の規定に基づき、兵庫県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 14 年条例 26 号〕

(所掌事務) →この規定により川西市などの審査が可能、都市計画法第 3 4 条第 1 2 号を含む。

第 2 条 審査会は、法第 78 条第 1 項に定める事項のほか、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 都市計画法施行条例（平成 14 年兵庫県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 5 条第 3 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による指定区域の指定又は変更に関する事。

- 一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- 五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- 六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適當なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの
- 十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- 十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為

(不服申立て)

第五十条 **第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。**

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から二月以内に、**裁決をしなければならない。**

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

(都道府県都市計画審議会)

第七十七条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

(開発審査会)

第七十八条 第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

2 開発審査会は、委員五人以上をもつて組織する。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

- 二 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。
- 6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

京都府の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

市街化調整区域における開発区域の面積に関する条例（平成 15 年京都府条例第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 34 条第 11 号の規定により、市街化調整区域における開発許可及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築物の建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 19 条例 54：一部改正）

以下略

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

（定義）

第 2 条 この条例において、使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 共同住宅及び長屋住宅をいう。
- (2) 分譲住宅 自己の居住の用に供する目的以外の専用住宅及び兼用住宅又は集合住宅をいう。

（法第 33 条第 3 項に規定する条例で強化する技術的細目）

第 3～5 条 略地の区域であること。

第 6 条

2 市長は、指定区域の指定の案を策定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定区域の指定の案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供さなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、当該指定区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定区域の指定の案について、市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、亀岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 市長は、前項の規定により指定区域の指定の案について審議会の意見を聴こうとするときは、第 3 項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

6 市長は、指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 第 2 項から前項までの規定は、指定区域の変更又は廃止について準用する。

第 7 条 略（法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為

第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における、次の各号に掲げる開発行為とする。

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から当該土地に継続して生活の本拠を有する世帯の世帯員が、通常の分化発展の過程で必要とする自己の居住の用に供する住宅(分家住宅)の建築を目的として行う開発行為で規則に定めるもの
- (2) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に規定する事業の施行により移転又は除却する建築物において、これに代わるべき建築物を建築する目的として行う開発行為で規則に定めるもの
- (3) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって当該都市計画区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落で、規則に定める基準のいずれにも該当するもののうち市長が指定した区域内において行う開発行為
- (4) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、既に宅地であった土地で行う開発行為で、規則に定める基準のいずれにも該当するもので、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの
- (5) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、すでに概成した住宅団地として市長が指定した区域内における、原則100平方メートル以上の土地で行う自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の建築を目的として行う開発行為で、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの 第6条第2項から第7項までの規定は、前項第3号及び第5号による区域指定について準用する。

兵庫県 都市計画法施行条例(京都府は未制定)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(措置要求)

第1条の2 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第24条第6項の規定により、市町に対し、期限を定めて、市町の都市計画の決定又は変更のために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

(1) 一の市町の区域を超える広域の見地から調整を図る必要があると認めるとき。

(2) 県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る必要があると認めるとき。

2 前項の規定による必要な措置をとるべき旨の要求(以下「措置要求」という。)は、知事が、あらかじめ、法第77条第1項の規定により設置された兵庫県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて行うものとする。

3 市町長は、措置要求があったときは、当該措置要求に係る措置をとる必要があるかどうかを判断し、遅滞なく、その結果及びその理由を知事に通知しなければならない。

追加〔平成18年条例33号〕

(措置要求の申出)

第1条の3 法第21条の2第1項又は第2項の規定により、市町に対して地域住民の健康で文化的な都市生活を維持する目的で一定の建築物の立地を規制する都市計画の決定又は変更の提案をした者で、市町から当該提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしない旨の通知を受けたものは、当該提案に係る都市計画の素案(以下「計画素案」という。)を知事に提出し、市町長に対して措置要求を行うよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、当該申出に係る計画素案の内容、計画素案の区域に係る都市計画及び計画素案に対する市町長の意見を考慮し、必要があると認めるときは、市町長に対して措置要求を行うものとする。

3 知事は、前項の措置要求を行い、これについて前条第3項の規定による通知を受けたときは、その内容を第1項の申出をした者に通知するものとする。

4 知事は、第2項の措置要求を行わないこととしたときは、その旨及びその理由を第1項の申出をした者に通知するものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

追加〔平成18年条例33号〕

第2条 ～第3条 略

(指定区域)

第4条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）は、次の各号のいずれにも該当するとして知事が指定する土地の区域とする。

(1) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のうち、次のいずれかに該当する大字（町を含む。以下同じ。）の区域

ア 大字の区域の一部が市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅を建築してはならない地域を除く。以下この号において同じ。）である大字の区域

イ 市街化区域に隣接する大字の区域

ウ ア又はイに掲げる大字の区域に隣接する大字の区域

エ ウに掲げる大字の区域に隣接する大字の区域（一の大字の区域の面積が小さい規則で定める市町に係るものに限る。）

オ ウに掲げる大字の区域に隣接する大字の区域及びこれに隣接する大字の区域（一の大字の区域の面積が極めて小さい規則で定める市町に係るものに限る。）

カ 隣接する大字の区域がすべてアからオまでに掲げる大字の区域である大字の区域

(2) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内でおおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する土地の区域

ア 道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規則で定める幅員で当該区域内に適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路と接続している土地の区域

イ 排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域

ウ 給水施設が、当該区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域

(3) 市街化区域の計画的な市街化に支障がない土地の区域

(4) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域並びに同号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずるものとして知事が認める土地の区域を含まない土地の区域

一部改正〔平成15年条例33号・19年39号〕

(指定区域の指定)

第5条 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内の前条各号のいずれにも該当する土地の区域について、指定区域として指定することを申し出ることができる。

2 市町長は、前項の規定による申出をしようとするときは、指定区域の指定の案を添付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る土地の区域が、前条各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該区域を指定区域として指定することができる。

4 知事は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定区域の指定の案を、当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

5 前項の規定による公告があったときは、当該指定区域の住民及び利害関係人は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定区域の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び法第78条第1項の規定により設置された兵庫県開発審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により指定区域の指定の案について審査会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審査会に提出するものとする。

8 知事は、指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 前各項の規定は、指定区域の指定の変更について準用する。

一部改正〔平成15年条例33号〕

(環境の保全上支障がある予定建築物等の用途)

第6条 法第34条第11号に規定する条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（イ）項に掲げる建築物の用途以外の用途（集落の中に当該集落又はその周辺の集落に居住する者の営む工場が現に存すると知事が認める集落にあっては知事が別

に定める事業を営む工場の用途を除き、同項第1号又は第2号に掲げる住宅によって専ら構成されると知事が認める集落にあっては同項第3号に掲げる共同住宅等の用途を加える。)とする。

2 前条各項の規定は、前項の規定による集落の認定について準用する。

一部改正〔平成15年条例33号・19年39号〕

(市街化を促進しない開発行為)→京都府にない制度、付議基準15ほか

第7条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地を含まない土地の区域における次の各号に掲げる開発行為とする。

(1) 別表第2に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(2) 当該区域内において行う特定の開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと知事が認めて指定する区域(以下「特別指定区域」という。)内の別表第3の左欄に掲げる土地の区域内において、同表の右欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

一部改正〔平成15年条例33号・18年33号・19年39号・27年21号〕

(特別指定区域の指定)

第8条 市町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に対し、当該市町の区域内の第3項各号のいずれにも該当する土地の区域について、特別指定区域として指定することを申し出ることができる。

(1) 市町長が、当該市町の全部又は一部の区域に係る土地利用計画(以下「市町土地利用計画」という。)を作成した場合

(2) 地域のまちづくりを行っている団体が規則で定めるものが、当該団体が作成した当該市町の区域の一部の区域に係る土地利用計画(以下「まちづくり団体土地利用計画」という。)を市町長に提出した場合

2 市町長は、前項の規定による申出をしようとするときは、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにした特別指定区域の指定の案及び当該区域に係る土地利用計画の概要その他規則で定める図書を添付するものとする。

(1) 前項第1号の場合における申出 市町土地利用計画の内容を踏まえて、前条第2号の規定による知事の指定を求める土地の区域及び建築物の用途

(2) 前項第2号の場合における申出 まちづくり団体土地利用計画の内容を踏まえて、前条第2号の規定による知事の指定を求める土地の区域(別表第3の3の項若しくは5の項に掲げる土地の区域又は同表9の項に掲げる土地の区域(同表3の項及び5の項に掲げる地域のみ該当する土地の区域に限る。))に限る。))及び建築物の用途

3 知事は、第1項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る土地の区域が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該区域を特別指定区域として指定することができる。

(1) 当該区域において行う開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるものであること。

(2) 当該区域において行う開発行為に係る予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められるものであること。

(3) 当該区域に係る市町土地利用計画又はまちづくり団体土地利用計画が、土地利用の基本方針その他の規則で定める事項について、関係住民及び利害関係人の意見を聴いて作成されたものであること。

(4) 当該区域に係る市町土地利用計画又はまちづくり団体土地利用計画の達成が見込まれるものであること。

(5) 政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地を含まない土地の区域であること。

4 知事は、特別指定区域における法第3章第1節の規定による許可をしようとする場合において必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

5 知事は、特別指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び審査会の意見を聴くものとする。

6 知事は、特別指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

7 前各項の規定は、特別指定区域の指定の変更について準用する。

一部改正〔平成15年条例33号・18年33号・27年21号〕

別表第2(第7条、第9条関係)

1 次のいずれかに該当する者が、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された日(以下「区域区分日」と

いう。)前から所有し、又は区域区分日の前日における所有者若しくは相続等によりその者の地位を承継した者から区域区分日以後の相続等により承継し、若しくは承継することが確実な市街化調整区域内の土地で規則で定めるもの(以下「区域区分日前所有地」という。)において、婚姻等による別世帯の構成に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの

- (1) 市街化調整区域にある区域区分日前から親族が所有し、かつ、居住している住宅に、同居し、又は同居していた者
- (2) 市街化調整区域にある区域区分日以後に親族が所有し、かつ、居住している住宅に、通算して10年以上同居し、又は同居していた者
- 2 市街化調整区域に区域区分日前から居住し、又は居住していた者が、区域区分日前所有地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 3 50以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんにしている土地の区域その他これに準ずる土地の区域内にある区域区分日前所有地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 4 現に建築物が建築されている敷地(以下「現敷地」という。)に区域区分日前から居住している者が、区域区分日前所有地である現敷地にその隣接地を加えた土地(その者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地に限る。)において、居住水準の向上のために必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 5 現敷地でその一部が収用されたものに居住している者が、現敷地にその隣接地を加えた土地(その者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地に限る。)において、居住水準の向上のために必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 6 自己の居住の用に供する戸建ての住宅に通算して10年以上居住している者が、転勤、介護者との同居等による転居が必要となるため他の者へ譲渡しようとする当該住宅で規則で定めるもの
- 7 都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定による工事の完了公告があった地区内における戸建ての住宅又は第1種低層住居専用地域で建築することができる戸建ての兼用住宅
- 8 現に市町が所有し、及び管理している市街化調整区域にある賃貸住宅の現敷地又はその近接地における建て替えに係る建築物で規則で定めるもの
- 9 区域区分日前から市街化調整区域において営まれている事業所の業務に従事する者のために新たに必要とする事業者(法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。)の区域区分日前所有地における住宅又は寄宿舎
- 10 区域区分日前から市街化調整区域において営まれている事業所の事業環境の改善のために事業者の区域区分日前所有地において規則で定める規模で行う当該事業所の建て替えに係る建築物のうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの
- 11 研究対象が開発区域周辺の市街化調整区域に存在する等のために、当該区域に立地する必要のある研究施設で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの
- 12 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設で規則で定めるもの
- 13 開発区域周辺の市街化調整区域に居住する者のために宗教法人が建築する神社、寺院、教会等又は納骨堂で規則で定めるもの
- 14 スポーツ施設、レジャー施設又は墓園である工作物の管理上又は利用上必要な建築物で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの
- 15 市街化区域又は市街化調整区域内の災害のおそれのある区域からの移転のために、従前の土地の周辺の地域において、従前と同一の用途及び規則で定める規模で行う建て替えに係る建築物のうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの
- 16 市街化区域又は市街化調整区域内の土地及び建築物が収用されたことに伴う移転のために、従前の土地の周辺の地域において、従前と同一の用途及び規則で定める規模で行う建て替えに係る建築物のうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの(市街化区域内の土地及び建築物が収用される場合にあつては、市街化区域内の土地に建て替えることにより、経済活動又は社会生活における利益及び利便を著しく損なうことになると認められるとして規則で定めるときに限る。)
- 17 現敷地にその隣接地を加えた土地(当該加えた土地にあっては、建築物の所有者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地に限る。)において、建築基準法第52条第1項第6号

に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の制限により同一の規模で建て替えると不適合となる建築物を当該制限に適合するよう従前と同一の用途及び同一の規模以下で行う建て替えに係る建築物で規則で定めるもの

一部改正〔平成15年条例33号・19年39号〕

別表第3（第7条—第9条関係）

土地の区域	建築物
1 駅、バスターミナル等の周辺の地域として知事が指定する土地の区域	駅、バスターミナル等の利用者の利便性の向上に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
2 工場、店舗等の周辺の地域であって、既に公共施設が整備されているものとして知事が指定する土地の区域	既存の公共施設を有効に活用し、産業の集約化に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
3 集落又はその周辺の地域であって、地域の活力が低下し、又はそのおそれのあるものとして知事が指定する土地の区域	当該区域における居住者の定着又は生活の安定に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
4 公的賃貸住宅、老人ホーム等の供給が不足している地域として知事が指定する土地の区域	低額所得者、高齢者等の生活の安定に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
5 工場の撤退等により、雇用若しくは就業の機会が不足し、又はそのおそれのある地域として知事が指定する土地の区域	製造業等に係る雇用又は就業の機会の創出に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
6 幹線道路の沿道又は自動車専用道路のインターチェンジの周辺の地域として知事が指定する土地の区域	幹線道路又は自動車専用道路の利用者の利便性の向上に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
7 駐車場、資材置き場等に利用され、又はその見込みのある地域として知事が指定する土地の区域	駐車場、資材置き場等の適切な管理に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
8 地域資源が有効に利用されていない地域として知事が指定する土地の区域	地域資源の有効な利用に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
9 1の項から8の項までに掲げる地域の2以上に該当するものとして知事が指定する土地の区域	当該該当する地域に係る項に規定する建築物

地方税法

（都市計画税の課税客体等）

第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下この項において「都市計画区域」という。）のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合には、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

地方自治法(抜粋)

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

京都府の考え方

前栗山市長の要望であっても、京都府が亀岡市に権限移譲の協議を行い、亀岡市が同意したのであり、適正な手続である。

- ★ ただ、亀岡市としては、第3項に基づく議会の議決を得ず要望したのであるから市議会軽視と指摘されても仕方がない。

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性						
第1章	目的	第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	* 各条項に係り、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、事前に各会派(会派に属さない議員含む)で取り上げてください。 (6月議会最終日まで提出してください)		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	* この欄は記入いただく必要はありません。 ↓						
	総則	第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。(H26一部改正) 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。					<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他				
第2章	議会及び議員の活動原則	第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。 (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。 (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。 (4) 市政への市民参加を推進すること。 (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。(H26一部改正)	第1章(目的)・第2章(活動原則)に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他						
		第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。 (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。 (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。					【運用基準2】会派の役割を明確化		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
		第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。									<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名: 】

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第3章 市民参加及び市民との連携 市民と議会の関係	第6条	議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。(H28追加)	【運用基準2の2】政策研究会の要件等、調査活動形態 ・政策研究会を基本条例に規定(H28) H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) (※第14条の3にも記載)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	*この欄は記入いただく必要はありません。 ↓	
		2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。(H28追加)					
		議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準3】公式な会議の全てを公開対象 ・委員会傍聴を許可制から届出制に改正(委員会条例)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	【運用基準3】傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信(H21.12~) ・議会報告会の開催(※第7条にも記載) ・土曜議会開催(H22.3・H24.3代表、H25.3個人) ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開(H23.9~) ・議会だよりの充実(H24.4~16P改編) ・一般質問通告の具体化(H24.6~) ・予算・決算審査の録画配信(H25.9~) ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信(H26.4~) ・傍聴規則の改正(H27.1)→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施(H27) ・議会バックボードの作成(H27) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29) (※第16条にも記載)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度の活用 H25:4回(常任委員会・決算特別) H26:4回(常任委員会・議運・決算特別) H28:1回(常任委員会) ※ただし、京都スタジアム(仮称)検討特別委員会において、専門家会議座長、京都府職員を招致し、協議会形式で調査を実施 (H28:1回、H29:3回)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。(H26一部改正)	【運用基準4】会議における請願者等の意見陳述機会を制度化(手続きを規定) H27:5回、H28:2回、H29:5回		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他			
5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。(H26追加)	・意見交換会(わがまちトーク、委員会の意見交換会)等の開催(第7条に記載) ・議員団研修の公開 ・議場の多目的活用(亀岡祭くじ取り式等) ・定数、報酬のバブコメ実施等(H26) ・子ども議会、高校生議会を実施(H27、H28) ※H30は中学生議会を実施		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他			

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名：】

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第4章	議会と市長等の関係	第7条	<p>議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。(H26全改)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各定例会後に議会報告会を開催(H22.11～H25.11) 各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催(H25.5～H28.2) 3月、9月定例会後に議会報告会を開催(H28.4～H29.10) 所管委員会での意見対応(分類) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会のあり方を検討 	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px; text-align: center;"> <p>*この欄は記入いただく必要はありません。</p> <p>↓</p> </div>
			<p>2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。(H26追加)</p>	<p>【運用基準5】意見交換会の実施フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の意見交換会の開催 H26:1回(商業協同組合) H27:2回(NPO子育てネットワーク、観光協会) H28:1回(商店街連盟) H29:2回(体験型子ども食堂、商工業団体) わがまちトーク(テーマ別)の開催 H26:2回(放課後児童会、議会の広報広聴) H27:1回(NPO団体) わがまちトーク(自治会版)の開催 H28:5回、H29:4回 わがまちトーク(各種団体版)の開催 H29:1回(成人式実行委員会) 	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第4章	議会と市長等の関係	第8条	<p>議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。</p>				
			<p>(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。(H26一部改正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質問通告書様式変更(具体化)(H24.6～) 一問一答制の導入(個人質問) 	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			<p>(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(H23一部改正)</p>	<p>【運用基準6】反問権の拡大(制限の撤廃)により、目的・手続きを明確化</p>	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第4章	議会と市長等の関係	第9条	<p>議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算</p>			<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準7】予算、決算審査時の説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算「一般会計当初予算案施策の概要」 決算「主要施策報告書」 	<ul style="list-style-type: none"> 予算審査時の提出資料等について検討 	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名：】

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性		
関係	政策執行に対する評価	第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	【運用基準8】事務事業評価を発展して対応	・予算・決算審査方法の検討	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	*この欄は記入いただく必要はありません。 ↓		
	文書による質問	第10条の2 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。(H24追加、H28・H30一部改正)	【運用基準10】文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正(H30) H24:2回、H25:2回、H26:1回、H27:2回				<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	決議等への対応	第10条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。(H26追加)	【運用基準11】決議(附帯決議)・請願への対応義務付け(条例改正で追加) H28:1回(請願:私立幼稚園就園補助金)				<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第5章 議会の機能の強化	96・2 議決事項	第11条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準9】議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加(H22) →総合計画の基本構想及び基本計画(H28特別委員会設置による審査を実施)	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
	調査機関の設置	第12条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	【運用基準12】調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし)				<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	定例会の回数及び会期	第13条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入(H30)	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名: 】

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第6章 議会の運営	議員間の自由討議	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> *この欄は記入いただく必要はありません。 ↓ </div>	
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、 <u>議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u> (H26一部改正)	【運用基準13】委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法を明確化(H28)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		
		3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。(〃)	政策研究会 H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) 環境厚生常任委員会 H29(子どもの貧困について政策提言)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	委員会 の活動	第15条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。(H26一部改正)	・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		広報 広聴の 充実	第16条	議会は、 <u>情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。</u> (H26全改)	【運用基準14】広報広聴を所管する組織の設置等 ・広報広聴特別委員会の設置(H23～) ・広報広聴会議の設置(H25～) ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設(H26.4～) ・無料アプリ「マチイロ」(i広報紙)の運用開始(H28～) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29～)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外
	議員 研修の 充実		第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい	【運用基準15】議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議会 事務局	第18条	議会は、 <u>議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</u> (H26全改)			<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議長は、 <u>議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</u> (H26追加)			<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議員 の政治 倫理	第19条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定(H20.3)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。				

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名：】

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員定数	第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討(H26)→定数2人削減		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	*この欄は記入いただく必要はありません。 ↓
		2 議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討(H26)→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活(H28)		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員報酬は、別に条例で定める。					
	政務活動費	第22条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。(H25一部改正)				
2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。(H25追加)			・政務活動費運用基準に沿った運用	・政務活動費の検討	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。			【運用基準16】政務活動費収支報告書の公開	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
第8章 最高規範性及び検証等	最高規範性	第23条	この条例は、議会における最高規範である。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	最高規範性及び検証等	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(H26全改)	【運用基準17】任期中間年及び最終年に議運で実施 (前回:H28.6~12(任期中間年に実施))	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会運営委員会
視察レポート

~~~~~  
(4月16～17日)

◇愛知県岩倉市議会  
・情報公開No.1を指  
す取り組みについてな  
ど

◇三重県鳥羽市議会  
・通年会期の採用につ  
いてなど

~~~~~

岩倉市議会は、平成
23年に制定された議
会基本条例を礎に議会
活性化に取り組みま
してきました。特に、議
会報告会や市民と意見
交換を行う「ふれあい
トーク」、災害発生時

などにおける議会としての活動要綱の制定、また、市民にとって傍聴しやすい規則改正などに取り組みられてきました。

鳥羽市議会は、地方自治法に基づいた通年会期制や議会報告会・TOBAミライトークなどによる広報・広聴活動、また、ソーシャルメディアやタブレット端末の活用など幅広い議会活性化に努められてきました。特に、議会の機能強化について高い評価を得られています。

両市議会での各種取り組みを参考とし、本市議会での有効性を見極めながら、より開かれた議会を目指す取り組みにより、市民福祉の向上を目指したいと考えています。

議会運営委員長

福井 英昭